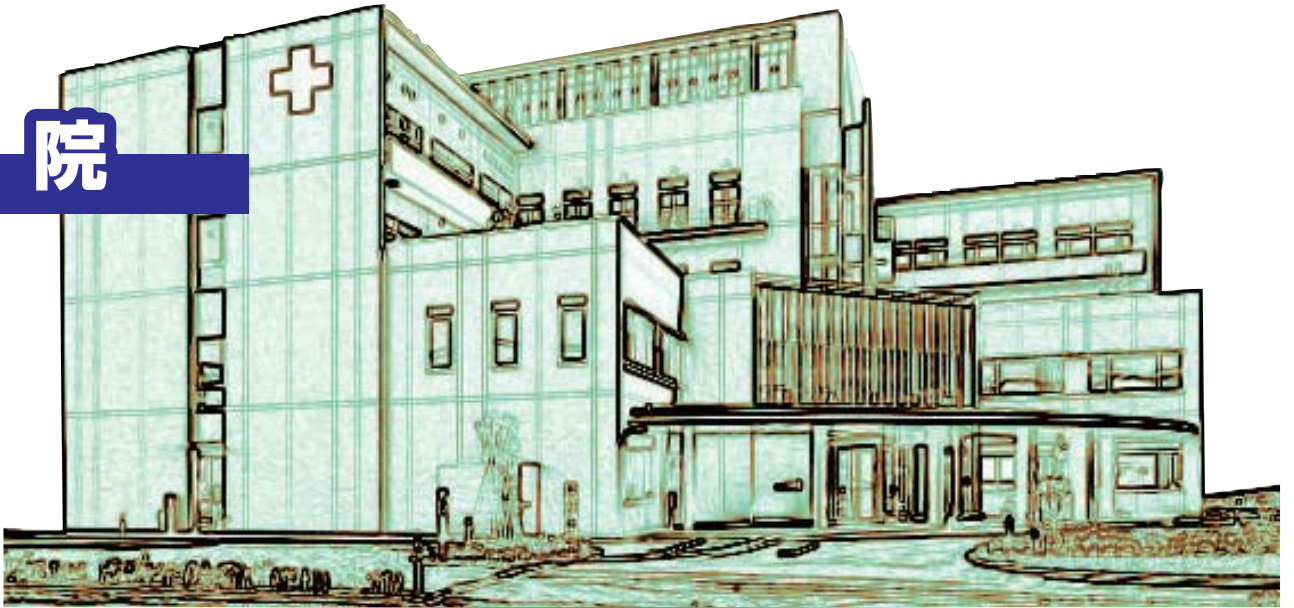


# 消防用設備等設置に関わる 消防法令の改正

病院・診療所等

消防法施行令別表第一（6）項イ

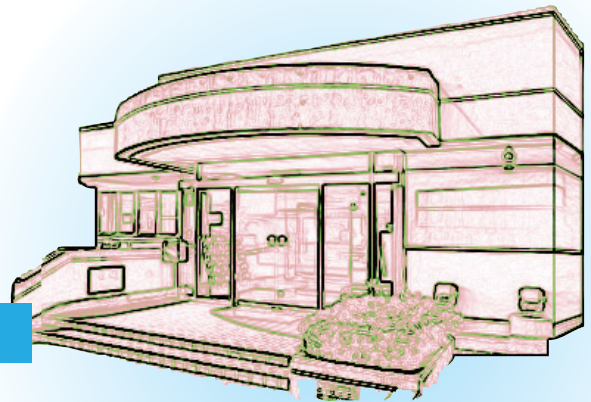
病院



診療所



助産所



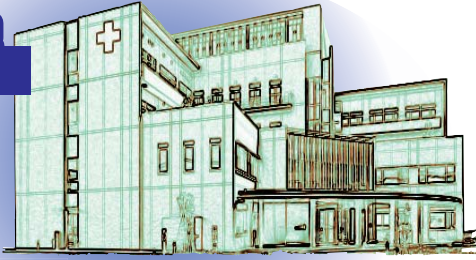
## 改正概要

平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市有床診療所火災を受け、病院・有床診療所等におけるスプリンクラー設備の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具、屋内消火栓設備、火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準等の整備が行われました。

（主な改正：平成 26 年 10 月 16 日「消防法施行令の一部を改正する政令等」【平成 28 年 4 月 1 日施行】）

# 医療施設の用途判定

## 病院



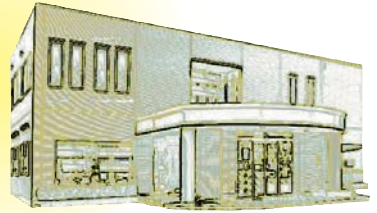
療養病床  
・  
一般病床

〈病床種別〉  
精神病床・感染症病床・結核  
病床・療養病床・一般病床に  
分類される。(医療法7条2項)

ある

ない

## 診療所



病床数

〈病床数〉  
病床数とは、医療法7条に規定する  
許可病床数をいう。診療所において  
病床数が4以上の場合であっても、1  
日平均入院患者数が1未満のものは3  
床以下とみなすことができる。  
(平成27年3月27日消防予第130号通知)

4以上

3以下

0

特定  
診療科名

〈特定診療科名〉  
消防法施行規則5条4項で掲げ  
る診療科名以外の、避難が困難  
であると考えられる内科、整形外科、  
リハビリテーション科などをいう。

■消防法施行規則5条4項で掲げる診療科名  
肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、  
小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、  
耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科

ある

ない

特定  
診療科名

ある

ない

## 助産所



病 床

ある

ない

勤務する  
職員の数

〈適切な消火活動体制〉  
勤務する医師等の職員の数が、病床数  
13に対し1名を常時下回らない体制

&

勤務する医師等の職員の数  
(宿直勤務者を除く)  
が、病床数60に対し2名を常時下回ら  
ない体制

(消防法施行規則5条3項)

(例) 92床で「勤務する職員の数」を「充たす」場合

・常時8名以上の職員

↳ そのうち宿直勤務者を除く職員が  
常時4名以上

充たさない

充たす

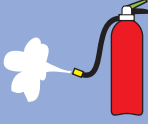

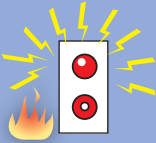

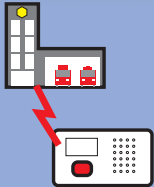





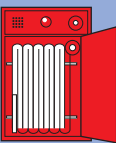

(6)項イ(1)

(6)項イ(2)

(6)項イ(3)

(6)項イ(4)

# 主な消防用設備の設置基準

	(6)項イ(1)	(6)項イ(2)	(6)項イ(3)	(6)項イ(4)
<b>消火器</b> 	<b>すべて設置</b>  平成 28 年 3 月 31 日までに			150 m <sup>2</sup> 以上 改正なし
<b>自動火災報知設備</b> 	<b>すべて設置</b>  平成 30 年 3 月 31 日までに ※1			300 m <sup>2</sup> 以上 改正なし
<b>火災通報装置</b> 	<b>すべて設置</b> (自動火災報知設備と 連動起動)  平成 31 年 3 月 31 日までに	<b>すべて設置</b>  平成 31 年 3 月 31 日までに ※2	500 m <sup>2</sup> 以上 改正なし	
<b>スプリンクラー設備</b> 	<b>すべて設置</b>  平成 37 年 6 月 30 日までに ※3	3,000 m <sup>2</sup> 以上  平成 37 年 6 月 30 日までに ※4	6,000 m <sup>2</sup> 以上 改正なし	
<b>屋内消火栓設備</b> 	700 m <sup>2</sup> 以上  平成 37 年 6 月 30 日までに ※6	700 m <sup>2</sup> 以上 改正なし ※5		

新築の建物は、平成 28 年 4 月 1 日から設置が必要（自動火災報知設備は平成 27 年 4 月 1 日から）  
 既存の建物は、表記年月日までに設置が必要  
 屋内消火栓設備は、スプリンクラー設備の有効範囲内の部分は設置しないことができる。

- ※1 平成 25 年 12 月 27 日の消防法令改正により、平成 27 年 4 月 1 日から施行されている。  
300 m<sup>2</sup>未満（特定 1 階段等防火対象物を除く。）の医療施設は「特定小規模施設用自動火災報知設備」を設置することができる。
- ※2 (6) 項イ(3) の医療施設は、「消防機関からの歩行距離が 500m 以内」である場合は、設置しないことができる。
- ※3 「基準面積 1,000 m<sup>2</sup>未満」の医療施設の場合は「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができる。
- ※4 病院は従前から「延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上」であるが、有床診療所及び有床助産所は「延べ面積 6,000 m<sup>2</sup>以上」から「延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上」に規制強化となった。
- ※5 ① 主要構造部を準耐火構造+内装制限したもの、又は、主要構造部を耐火構造としたものは、「延べ面積 1,400 m<sup>2</sup>以上」  
② 主要構造部を耐火構造+内装制限したものは、「延べ面積 2,100 m<sup>2</sup>以上」
- ※6 ※5 の①または②で示す構造・内装制限を有するものは、「基準面積 1,000 m<sup>2</sup>以上」

# 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

延べ面積から「防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分」を除いた面積（基準面積）が1,000㎡未満である施設は、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができる。

消防法施行令12条2項3号の2

## ■基準面積（消防法施行規則 12条の2）

$$\text{延べ面積} - \alpha = \text{基準面積}$$

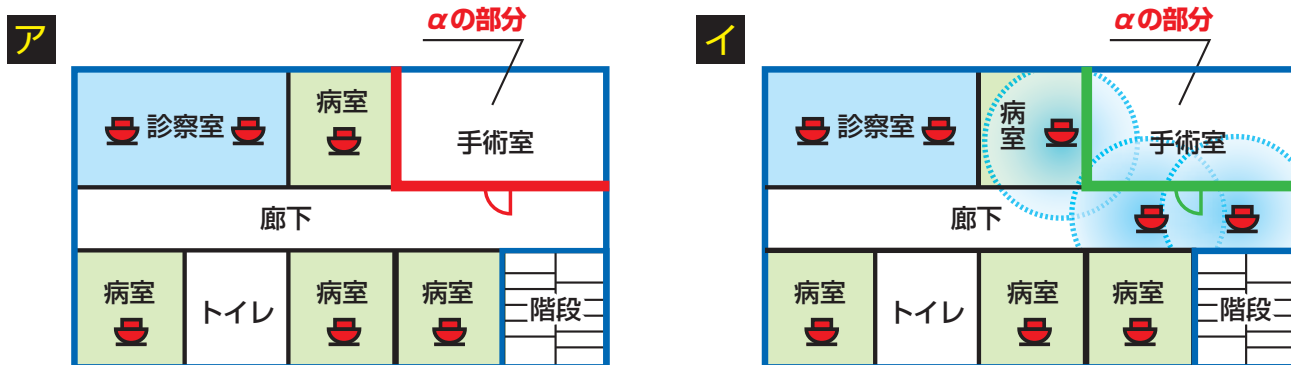
防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分“ $\alpha$ ”の要件（消防法施行規則13条の5の2）

①と②のいずれにも該当する必要がある。

- ① 手術室、分娩室、人工透析室、麻酔室、レントゲン室等
- ② 次のいずれかに該当

ア ①の部分と病室、廊下等が準耐火構造で区画され、開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの）を設置

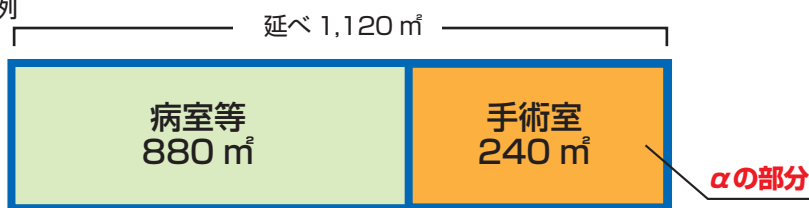
イ ①の部分と病室、廊下等が不燃材料で区画され、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの）を設置し、隣接する部分の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの



…水道連結型スプリンクラーヘッド

## ●基準面積が1,000㎡未満であることの判定

病院 (6) 項イ(1)の例



### 判定

延べ面積は1,120㎡となるが、手術室を除いた基準面積は1,000㎡未満となり、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が可能。

※延べ面積から除外できる部分の合計は延べ面積の1/2までとされているため、延べ面積が2,000㎡以上の場合は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は設置できない。

設置等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

一般財団法人日本消防設備安全センター  
違反是正支援センター

URL <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>

お問い合わせ先